

日韓両国河川流域の農家相続の意識

日本国長良川・韓国ナクトン江流域農村生活文化の研究 その5

岸 昭 道

文学部観光文化学科

(平成14年9月12日受理)

A Study of The Succession of Farming Households in Both Japan and Korea Focused on the Communities Located in the Basin of the Nagara River and the Nakutong River

Faculty of Humanities, Department of Tourism,
Gifu Women's University, 80 Taromaru, Gifu City, Japan (〒501 - 2592)

KISHI Shodo

(Received September 12 , 2002)

1 , はじめに

筆者は、昭和60年から平成5年の9年間に亘り長良川流域を上流から下流まで農家相続に関する意識調査の研究をしてきた。さて、長良川と同じ緯度を流れる川の流域のお隣の国ではどのようなになっているか興味をわいてきた。そこで、翌年、平成6年から昨年までの8年間、農家相続に関する意識調査の研究をして今日に至っている。その経緯については訪韓学術研究者論文集第1巻438頁以下に報告済みで、ここでは割愛する。

韓国の農家相続については、たびたびの韓国民法が改正されているにもかかわらず依然として儒教の影響を受けていてか、2002年の今も尚、農家の相続に対する意識があまり、変わっていない。

2 , 調査地

(I) 日本国長良川流域の調査地

1 , 上流域調査地・・・岐阜県郡上郡高鷲

村28戸・同郡白鳥町14戸・同郡大和町24戸・
同郡八幡町23戸・同郡美並村18戸集落・・・
・聞き取り数小計107戸

2 , 中流域調査地・・・岐阜県美濃市18戸
・同関市9戸・岐阜市(溝口16戸・芥見・岩田16戸・加野・岩井76戸・古津8戸・則武14



長良川とナクトン江は同緯度にある
図1

戸) 集落・・・聞き取り数小計157戸

3, 下流域調査地・・・岐阜市(下奈良・日置江12戸)・岐阜県羽島市18戸・本巣郡北方町8戸・同本巣郡穂積町11戸・安八郡墨俣町7戸・同郡安八町8戸・同郡輪之内町9戸・海津郡平田町9戸・同海津町28戸・三重県桑名郡(桑名町・長島町16戸)・・・聞き取り数小計126戸

長良川流域合計390戸

(II) 韓国ナクトン江流域の調査地

1, 上流域調査地・・・韓国慶尚北道安東市松川里第1 2 3 統地区集落・・・聞き取り数72戸

2, 中流域調査地・・・韓国慶尚北道漆谷郡若木面観湖里(旧倭館洞)以後(倭館という)地区集落・・・聞き取り数50戸

3, 中下流域調査地・・・韓国慶尚南道密陽市加谷洞地区集落・・・聞き取り数42戸

4, 下流域調査地・・・韓国慶尚南道釜山市江西区凡万里地区集落・・・聞き取り数36戸

ナクトン江流域合計200戸

3, 調査結果

紙面の都合で、今回は日本国長良川流域と韓国ナクトン江流域の実態の概要報告のみとする。

1, あなたの現在の家族構成は?の質問に対して

日本国長良川流域と韓国ナクトン江流域とに大きな特徴がある。まず、その第1点は夫婦のみで生活をしている世帯が長良川流域が未巻の図表で示すごとく8.5%・ナクトン江流域30%である。これは、長良川流域よりも、韓国の若者の方が都会にあこがれて、農村を離れて、都市に集中する傾向にある。流域別でとらえれば、韓国ナクトン江流域でも、上流域安東市松川里第1.2.3.統地区集落では、夫婦と未婚の家族が大幅に少なく、夫婦二人のみの世帯が44.4%と下流域の釜山市凡万里の2倍近くになり、日本国の長良川流域でも、上流域郡上郡と下流域海津郡とでは同じ現象が現れていて、下流は名古屋市あるいは釜山市という大都会をそれぞれ同じように控えているからである。

このように、上流の山間域特有の過疎化の現象が両河川にも顕著に見られる。

第2点は夫婦と既婚の子の世帯が長良川流域が37.1%・ナクトン江流域18%である。これは、日本では最近同一の屋敷内に2世帯住宅の建築が目立っている。韓国ではこれは少ない。しかし、韓国中流倭館地区集落には夫婦と既婚の子の2世帯が同一屋敷内に同居しているのが、他地区に比べて多い事が分かった。



長良川源流 夫婦滝



ナクトン江 源流(黄池ハンジイ)

2, あなたの学歴は?の質問に対し

日本国長良川流域と韓国ナクトン江流域とに大きな特徴がある。旧制高等学校卒(大学卒)が日本の長良川流域9.7%,韓国ナクトン江流域24.5%。

韓国ナクトン江各流域では,日本の長良川の各流域に比べ,いずれの流域も世帯主の学歴が高く教育熱心な国であるといえる。

3, あなたは,あなたの兄弟の何番目にあたりますか?との質問に対し

長良川流域65.2%,韓国ナクトン江流域55.5%が長男と答えた。

両国のどの流域の世帯主の約半数が長男で,流域を遡ればのぼるほど,農家相続は長男が相続するのが多くなっていく傾向である。

4, あなたの現在の職業は何ですか?の質問にたいし,

農業専業と答えた人が,長良川流域26.4%,韓国ナクトン江流域70.5%。韓国の方が日本より農業国である。

当然の事ながら,韓国においても,ナクトン江の金海平野を形成した下流域の方が,農地面積が多く,専業農家が多く。日本の長良川流域においても同様,上流地域はなんといっても山間地域となり耕地の面積が少なく

なり,兼業農家が多くなっている。

5, あなたの過去の職業は何ですか?の質問にたいし,

両国の河川同様に上流に行くにしたがって,農業を営んでいる者の兼業が教員・公務員が多く,比較的知識人が多いのが推測される。

6, あなたはこの村に何年居住していますか?の質問にたいし,

過年度の日本の長良川流域と韓国ナクトン江流域の調査の表現の仕方に差異があり正確に比較することが出来ないが,大まかに言えば,韓国ナクトン江流域の農村世帯に他の地域からの流入が目立っている。これは,朝鮮動乱の影響が大きく左右しているのではないかと推察される。

7, あなた名義の不動産の種類は?の質問にたいし

両国の河川の各流域ごと殆どの農家では不動産である農地を持って,不動産の種類も両国同じである。ただ,韓国上流域の安東地区には大きな大学が2つあり,大学の学生アパートを持っている世帯が比較的多い。

8, あなた名義の上記不動産を全部評価し



長良川上流域 郡上郡八幡町集落



ナクトン江 中流域(倭館市職員と)

たらどのくらいの金額になりますか?の質問にたいし、

500万円~1,000万円,長良川流域9.2%,韓国ナクトン江流域19.5%。

1,000万円~2,000万円,長良川流域7.6%,韓国ナクトン江流域43.5%。

1億円以上,長良川流域27.8%,韓国ナクトン江流域5%。

このように,不動産の評価は日本の方が高い。

両国の河川も同様,上流よりも下流の方が大都市に近く地価が高い傾向にあり,下流の農家は裕福である。

9,あなた名義の不動産は,どのようにして取得したのですか?の質問にたいし、

日本国長良川流域世帯と韓国ナクトン江流域世帯とに大きな特徴がある。

日本では農家の多くの不動産は親から相続したものであるが,韓国では多くの不動産は自分で稼ぐものであるとされている。

全部の不動産を親から相続したものの長良川流域54.5%,韓国ナクトン江流域13.5%。

8割は親から相続し,2割は自分で稼いだものの長良川流域24.8%,韓国ナクトン江流域7.5%。

2割は親から相続し,8割は自分で稼いだものの長良川流域6.6%,韓国ナクトン

江流域24.5%。

全部自分で稼いだものの長良川流域1.7%,韓国ナクトン江流域37.5%。

このように,韓国の農家は,日本の農家と異なり,大半の長男も,自分で稼いで,農地を獲得する。親の財産はあまり当てにしない。特に,次男以下は自分で農地を獲得し,経営するのであるとする。

10,あなたは自分名義の財産を誰かに贈与されたことがありますか?の質問にたいし、又,あると答えた人は、

長良川流域18.9%,韓国ナクトン江流域20%。これは,両国の河川も同様である。

11,誰に贈与されましたか?の質問にたいし、

両国の河川流域ともに事例は少ないが,長男に渡した,長良川流域8.2%,韓国ナクトン江流域17%。

二男に渡した,長良川流域2.6%,韓国ナクトン江流域11%。

三男に渡した,長良川流域1%,韓国ナクトン江流域4.5%

長女に渡した,長良川流域4.9%,韓国ナクトン江流域4.5%など,など。

韓国最上流の安東地区では自分名義の財産を,子供に贈与するのが他の流域に比較して



長良川下流域 海津町向こうは名古屋市



ナクトン江下流域向こうは釜山市

多く見られた。贈与先は長男，次男，長女，次女等である。

12, あなたは, どのような理由から贈与されましたか? の質問にたいし,

これも, 両国の河川流域ともに事例は少ないが, 贈与理由はともに, 結婚・養子縁組のため, 高等教育を受けさせるため, 子供の独立や, 子供への生計への資本のための贈与である。

13, あなたの生活収入の種類はどのようなものがありますか? の質問にたいし,

両国の河川流域ともに, いずれの地区も生活収入源は農業収入であるが, 日本は兼業農家が圧倒的に多い。

14, あなたの1年間の収入は, おおよそどのくらいですか? の質問にたいし,

100万円以下長良川流域15.3%, 韓国ナクトン江流域20.5%

100万円～250万円長良川流域30%, 韓国ナクトン江流域47.5%

250万円～500万円長良川流域37.4%, 韓国ナクトン江流域20.5%

500万円以上長良川流域13%, 韓国ナクトン江流域3.5%

各流域ともお百姓さんの一年間の収入は, 日

本の農家の収入に比べて, 若干低いように思われる。

15, あなたは, 遺言の仕方を知っていますか? の質問にたいし,

遺言の仕方については, 長良川流域56.9%, 韓国ナクトン江流域43.5%

認知度はやや長良川流域の世帯が高いが, 特に韓国ナクトン江上流域の安東地区の住民にはかなり認知されている。

16, また, あなたは, 妻や息子たちに遺言をしましたか? の質問にたいし,

すでに遺言した。長良川流域2.8%, 韓国ナクトン江流域8.5%

遺言する予定。長良川流域37.7%, 韓国ナクトン江流域46%

上流域の安東地区の住民にはかなり認知していて, しかも, 既に遺言を実施したという農家が20.8パーセントにも及びこれが韓国全体の流域の遺言率を高くしている。

17, 現在の韓国民法は, 均分相続制を採用していますが, あなたの財産は, 誰が相続するのがよいですか? の質問にたいし,

長男とする者, 長良川流域67.1%, 韓国ナクトン江流域48.5%

相続人全体長良川流域5.3%, 韓国ナク



長良川中流域 岐阜市加野集落



長良川下流域 海津郡海津町金廻集落

ン江流域25.5%

韓国ナクトン江上流域安東地区では、遺言先も、長男他相続人全員に、相続させるよう均分相続制の考えが浸透している。

18, 娘は、嫁に行けば相続に関してどのように考えますか?の質問にたいし、

両国の河川流域の農家の世帯主はいずれも娘が嫁に行っても、相続に関しては、いずれの地域も相まって約40%が相続権を放棄すべきであるとの認識で、逆に相続権を主張してもよいが、長良川流域6.4%, 韓国ナクトン江流域31%と言うように、嫁に行った娘にも相続権を認め、韓国の世帯主は進歩的といえる。

19, 二男以下が養子に行けば、実家の相続に関してどのように考えますか?の質問にたいし、

また、次男以下が養子に行けば、実家の相続に関して、放棄すべきである、ないしは相続権を主張しない方がいいという認識が、長良川流域の住民の方が意識が強い。

また、権利を主張するないし主張してもよいが長良川流域7.4%, 韓国ナクトン江流域23.5%で、これも、韓国の世帯主は権利主張を認め進歩的といえる。

但し、韓国上流安東地区の住民の83パーセントが放棄すべきである、ないしは相続権を主張しない方がいいという住民の考えで、これは日本的な考えでもある。

20, 高等教育を受けた者や、分家を出してもらった者は、相続に関して、どのように考えるのか?の質問にたいし、

高等教育を受けた者や、分家を出してもらった者は、相続に関して、相続権を主張す

る、ないしは、相続権を主張してもよい、とする考え方が、長良川流域10.3%, 韓国ナクトン江流域49%韓国の方が権利意識が強い。

21, あなたは、この地域内に、二男、三男を分家させても生活できると思いますか、との質問に対して、

出来ると答えた世帯長良川流域68.4%, 韓国ナクトン江流域46.5%

出来ない答えた世帯長良川流域18.5%, 韓国ナクトン江流域30.5%

韓国ナクトン江流域よりも、長良川流域の方が二男、三男を分家させても生活できるとの認識で働く場があるといえる。もちろんデータは両国共通して上流より下流域の方が全体的に豊かであることを物語っている。

22, あなたは自分の死後の墓地については、決めていきますか?の質問にたいし、

決めている、長良川流域80.5%, 韓国ナクトン江流域57.5%

決めていない長良川流域18.5%, 韓国ナクトン江流域41%

韓国では風水思想が根強く、墓地埋葬法がありながら守られていない、墓地の選定は日本と異なり自由であり、なかなか決まらない。

しかし、自分の死後の墓地については、韓国上流安東地区では、決めている人が圧倒的に多い。これは、韓国の伝統的な風習をきちり守っている地域でもある。

23, あなたの墓地や先祖の祭りは、誰にしてもらいたいですか?の質問にたいし、

長男長良川流域70.9%, 韓国ナクトン江流域92%

墓地や先祖の祭りは、両国流域ともに長男にしてもらいたいとの認識である。

24, 例えば, 先祖から受け継いだ土地や建物については, あなたは, どのように考えますか? の質問にたいし,

守ってゆくべきである。長良川流域83.9%, 韓国ナクトン江流域62.5%

自由に処分する。長良川流域15.1%, 韓国ナクトン江流域34.5%

先祖から受け継いだ土地や建物については, 長良川流域の方が, 韓国ナクトン江流域より代々守って行くべきである, との認識で, 韓国は自由に処分をもする国民意識であろうか。

25, もし, あなた一代で稼いだ財産は, あなたは, どのように考えますか? の質問にたいし,

自分が稼いだから自分で処分する。長良川流域5.9%, 韓国ナクトン江流域29.5%

妻や子供たちに相続させる長良川流域91.8%, 韓国ナクトン江流域66.5%

長良川流域の世帯の方が妻や子供たちに相続させる, という子孫思いである。

26, 自分の子供が結婚したら同居するか同居しないか, の質問に対して,

子供夫婦と同居する長良川流域86.1%, 韓国ナクトン江流域37%

子供夫婦と別居する長良川流域6.7%, 韓国ナクトン江流域54.5%

長良川流域の世帯は同居する, にたいし, 韓国ナクトン江流域の世帯は子供夫婦と別居する。という考え方である。

27, 親夫婦の一方がかけて一人になったときは, 同居するか同居しないか, の質問に対して,

親夫婦の一方がかけて一人になったときは,

子供夫婦と, 同居したい長良川流域92%, 韓国ナクトン江流域56.5%

子供夫婦と別居する長良川流域2.6%, 韓国ナクトン江流域29.5%

これも, 長良川流域の世帯は同居する, にたいし, 韓国ナクトン江流域の世帯は子供夫婦と別居する。という考え方である。

28, 子供より妻に多く相続させるべきであるとの考え方が, 最近定着しつつありますが, どのように考えますか? 即ち, 妻の座をどのように認識しているか, の質問に対し,

妻の座の優遇を考えている長良川流域47.9%, 韓国ナクトン江流域38.5%

昔の考え通り妻の座の優遇を考えていない長良川流域35.9%, 韓国ナクトン江流域25.5%

韓国ナクトン江流域の世帯は男尊女卑の儒教思想が依然と根強く残っていて妻の座を考えていない意識がみられる。

29, あなたの事業に関し, 手伝った者や, 看病してきてくれた者には, 財産を余分には渡しますか? という質問に対して,

余分に渡す長良川流域17.7%, 韓国ナクトン江流域11%

平等に渡す長良川流域17.7%, 韓国ナクトン江流域15.5%

そんなことは考えない長良川流域58.5%, 韓国ナクトン江流域47%

この項目については両国に意識はほぼ同じである。

ただ, 韓国ナクトン江上流安東地区では約2割が余分に渡すという認識が印象的である。

4, まとめ

日本と韓国の農家の世帯主の農家相続に関

する意識に大きな差異が認められた。

それは、韓国の生活文化に儒教思想が染みわたっていて、このため農家の世帯主の家産の取得原因に大きな違いがあるからである。

日本における農家の世帯主の財産取得の原因は殆どが長男・二男は親から相続をしたものである。一方、お隣の韓国における農家の世帯主の財産取得の原因の多くが、自分で稼いだものである。この点が、日本と韓国の農家相続の意識に大きな差異の原点が認められる。

それは、韓国では、太平洋戦争終結後、日本のような均分相続制といった大がかりな民法改正ではなく、段階的に逐次改正されてきたためである。即ち、相続は戦後、長い間、戸主相続のみで、財産相続制度は1960年になって戸主相続と併用する制度であった。農家相続は長男がすべての財産を相続してしまったので、二男以下は長男から再配分を受けない限り、農地を取得することが出来なかった。さらに、その後の改正民法も「男尊女卑」の儒教の思想も根強く、長男には手厚く保護し、妻や女性、二男以下、嫁に出家した者など、相続分が逐次薄くなっていた。

1990年になって、やっと日本と同様均分相続制が導入されまだ日が浅い、日本と韓国の

農家相続に関する諸問題（財産放棄・権利主張・財産処分・妻の座・親子の同居等）については、紙面の都合上次回到報告したい。

5、終わりに

この研究に協力を頂いた、釜慶大学校 姜南周総長及び、その学生さん。安東大学校国文学部 李南植教授及び、その大学院学生、金永順さん、釜山市凡万里集落の長老朱甲源さん、とりわけ韓国ナクトン江各流域の村々の住民の方200名様・長良川各流域の村々の住民の方390名にわたる農家の皆様様の暖かいご支援を頂きましたことを、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

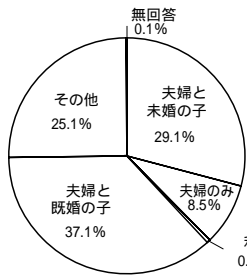
参考文献・引用文献

- 1、「新しい韓国・親族相続法」金容旭著
チェイ学圭著 1992、2 日本加除出版
- 2、「韓国親族相続法」権逸著 1979.1
弘文堂
- 3、「韓国農村社会学研究」チェイ在錫著
1978.2 学生社
- 4、「長良川流域農家相続の実証的研究」
岸昭道著 1989・11太洋社
- 5、「訪韓学術研究者論文集」第1巻
岸昭道著 2001・3 日韓文化交流基金

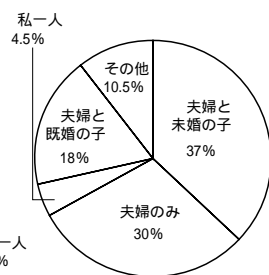
第1表 あなたの現在の家族構成は？

第2表 あなたの学歴は？

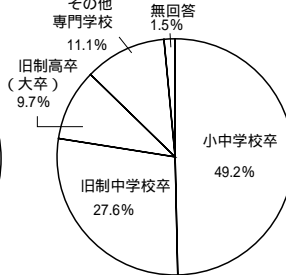
日本 長良川全流域



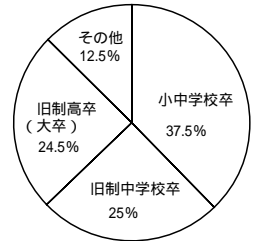
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域



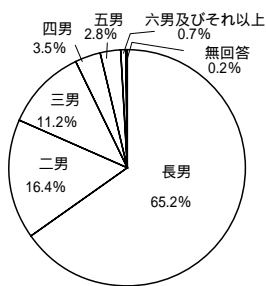
韓国 ナクトン江全流域



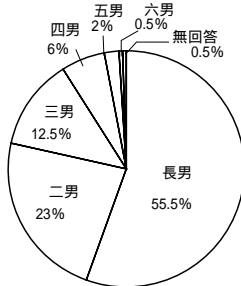
第3表 あなたは、あなたの男の兄弟の何番目にあたり
 ますか？

第4表 あなたの現在の職業は？

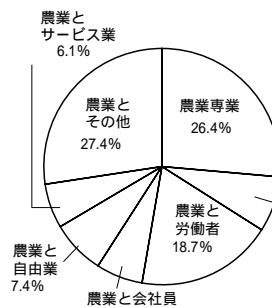
日本 長良川全流域



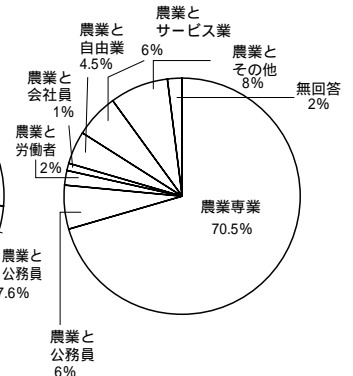
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域



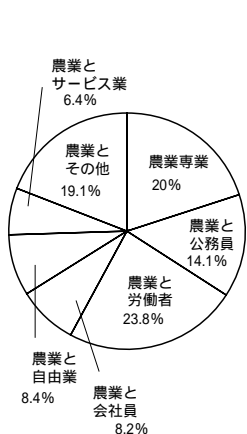
韓国 ナクトン江全流域



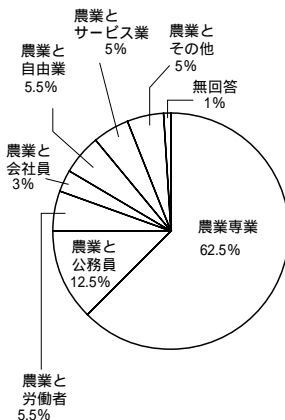
第5表 あなたの過去の職業は？

第6表 あなたは、この村 地域 に何年居住していま
 すか？

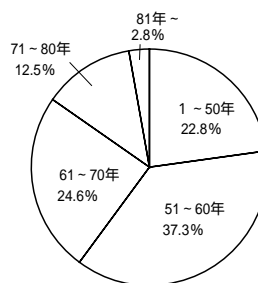
日本 長良川全流域



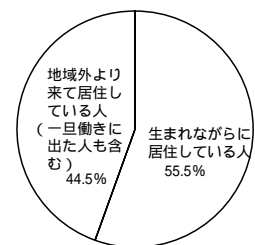
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域

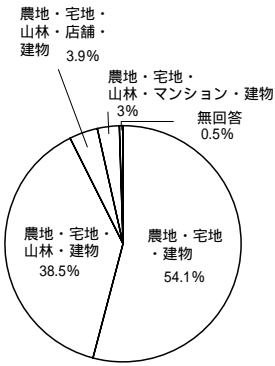


韓国 ナクトン江全流域

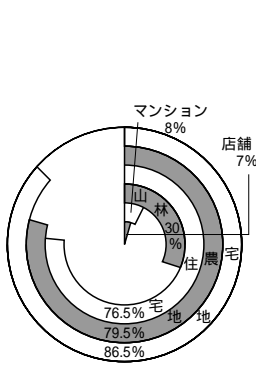


第7表 あなたが持っている該当する不動産のいくつかに、印を付けて下さい。

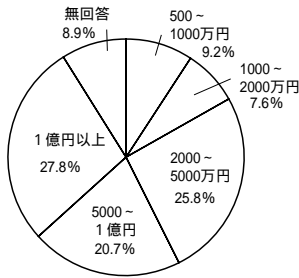
日本 長良川全流域



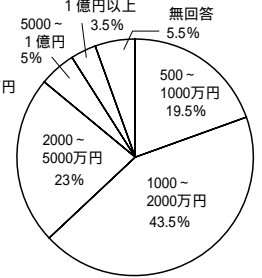
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域

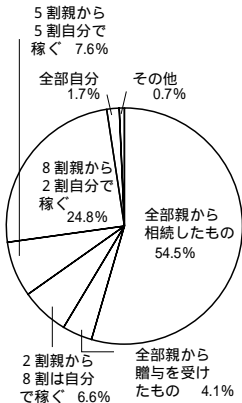


韓国 ナクトン江全流域

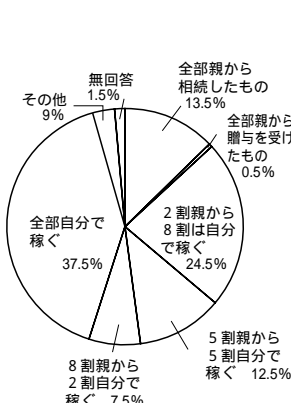


第9表 あなたの名義の全部の不動産は、どのようにして取得されたものですか？

日本 長良川全流域

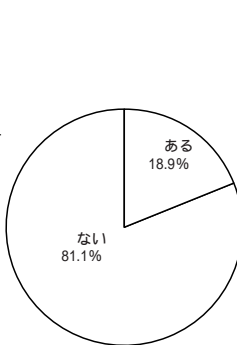


韓国 ナクトン江全流域

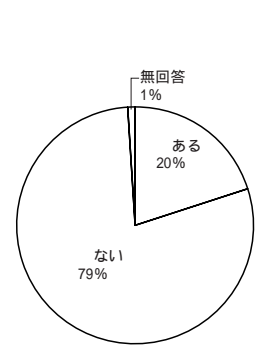


第10表 あなたは自分名義の財産を誰かに贈与された事がありますか？

日本 長良川全流域

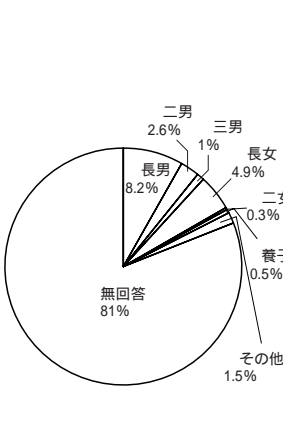


韓国 ナクトン江全流域

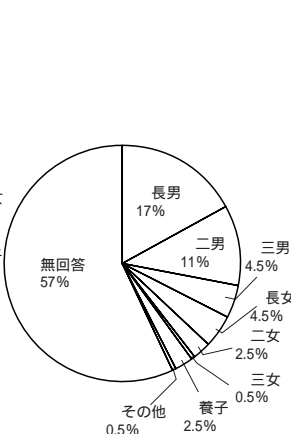


第11表 あると答えた人は、誰に渡されましたか？

日本 長良川全流域

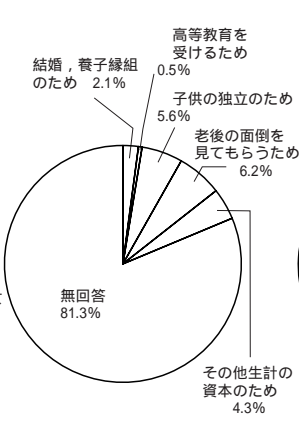


韓国 ナクトン江全流域

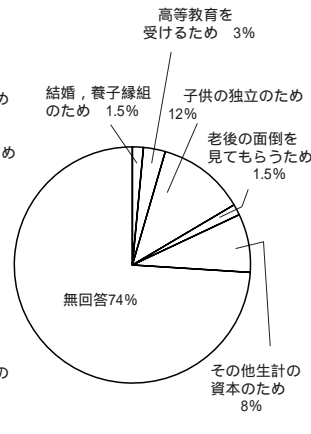


第12表 あなたは、どのような理由から贈与されましたか？

日本 長良川全流域

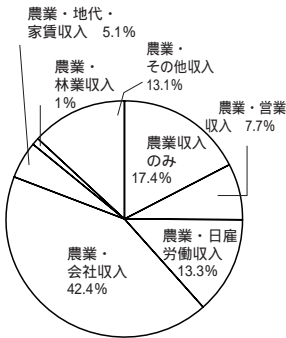


韓国 ナクトン江全流域

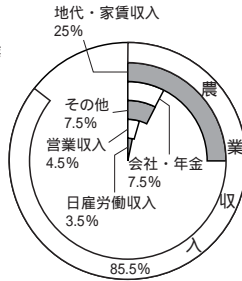


第13表 あなたの生活収入の種類は、どのようなものがありますか？

日本 長良川全流域

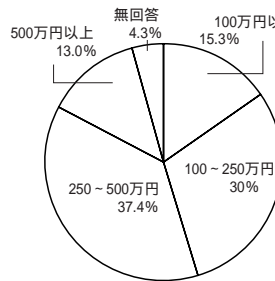


韓国 ナクトン江全流域

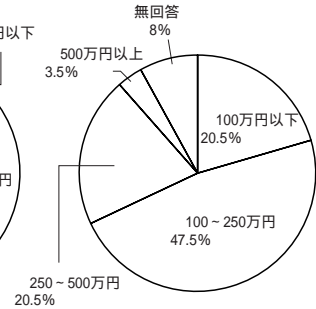


第14表 あなたの1年間の収入は、およそ、どのくらいですか？

日本 長良川全流域

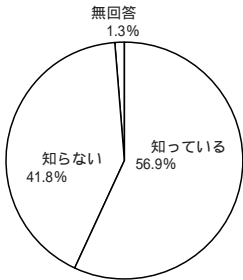


韓国 ナクトン江全流域

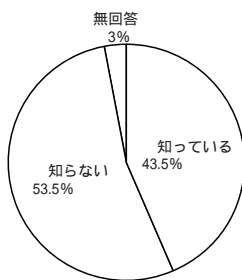


第15表 あなたは、遺言の仕方を知っていますか？

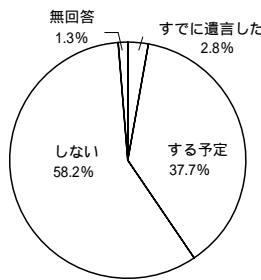
日本 長良川全流域



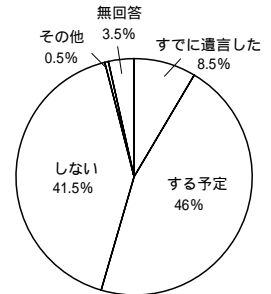
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域

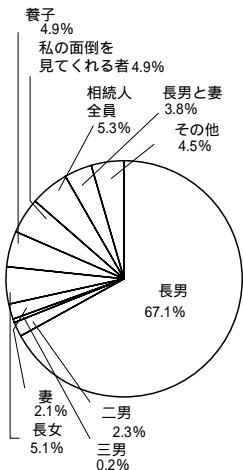


韓国 ナクトン江全流域

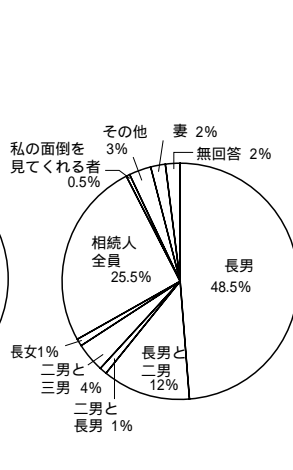


第17表 現在の民法は、均分相続制 長男も長女も次女も総て相続人は、平等に相続権をもつ を採用しているが、あなたの相続財産は、誰が相続しますか？

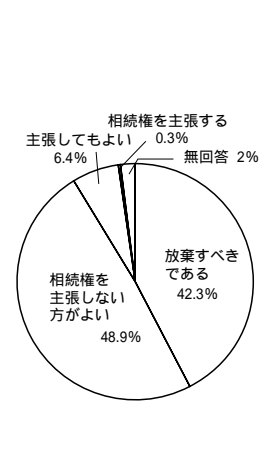
日本 長良川全流域



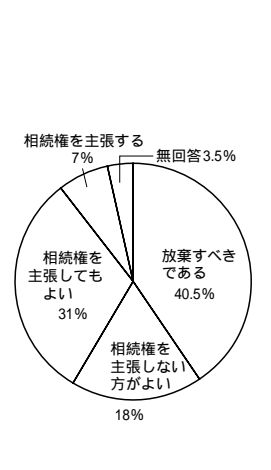
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域

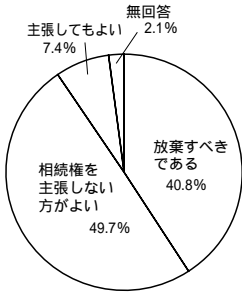


韓国 ナクトン江全流域

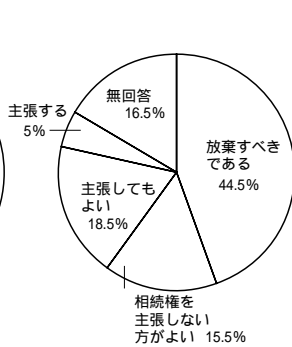


第19表 二男以下が養子に行けば、実家の相続にかんしてどうか？

日本 長良川全流域

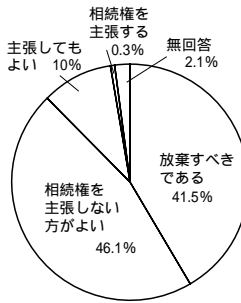


韓国 ナクトン江全流域

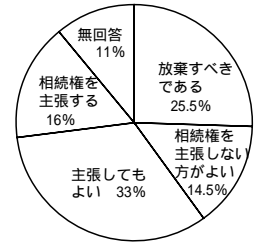


第20表 高等教育を受けた者や分家を出してもらった者は、相続に関してどうか？

日本 長良川全流域

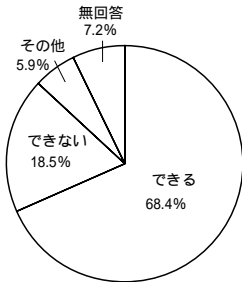


韓国 ナクトン江全流域

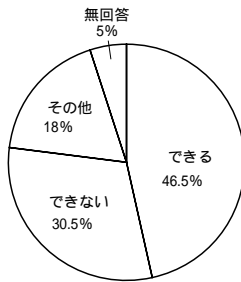


第21表 あなたは、この地域内に、次男、三男、を分家させても生活できると思いますか？

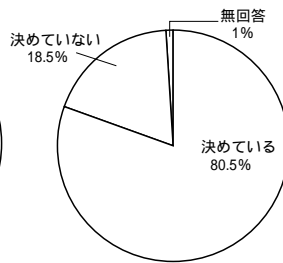
日本 長良川全流域



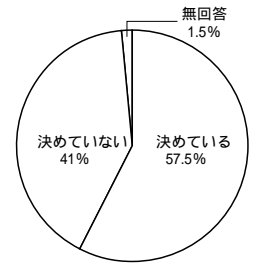
韓国 ナクトン江全流域



日本 長良川全流域

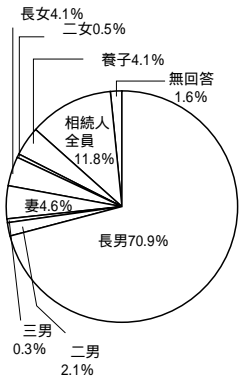


韓国 ナクトン江全流域

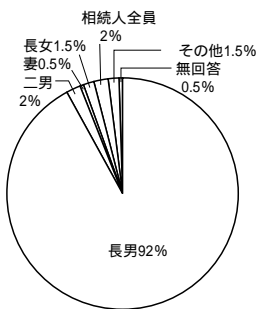


第23表 あなたの墓や先祖のおまつりは、誰にしてもらいたいか？

日本 長良川全流域

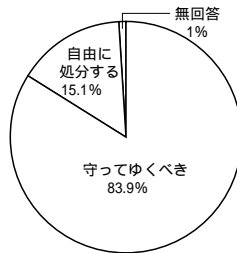


韓国 ナクトン江全流域

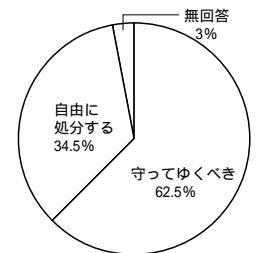


第24表 例えば、先祖から受け継いだ土地や家屋について、あなたは、どのように考えますか？

日本 長良川全流域



韓国 ナクトン江全流域



第25表 もし、あなた自身一代で嫁いだ財産 土地・建物 の場合はどうですか？

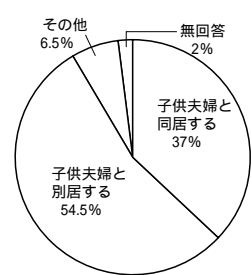
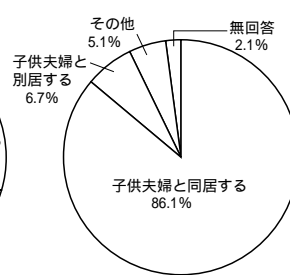
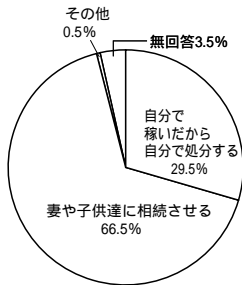
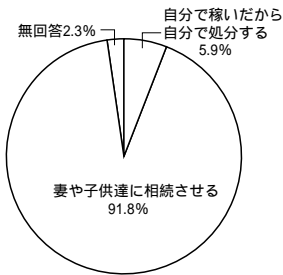
第26表 一般的な質問ですが、自分の子供が結婚したら

日本 長良川全流域

韓国 ナクトン江全流域

日本 長良川全流域

韓国 ナクトン江全流域



第27表 一般的な質問ですが、夫婦の一方が、かけて一人になったとき、あなたは？

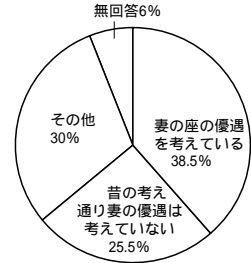
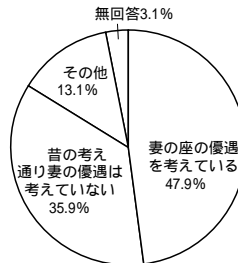
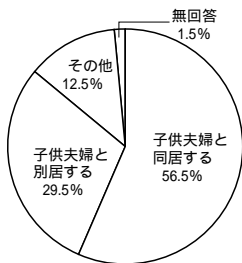
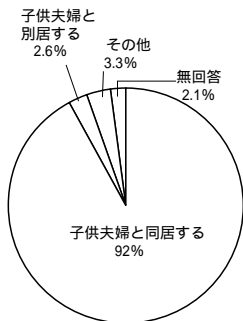
第28表 一般に、子供より妻に、多く相続させるべきであるとの考えが最近定着しつつありますが、あなたは、どのように考えますか？

日本 長良川全流域

韓国 ナクトン江全流域

日本 長良川全流域

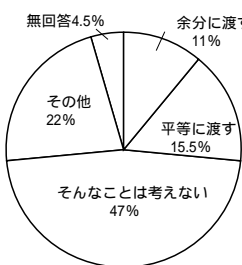
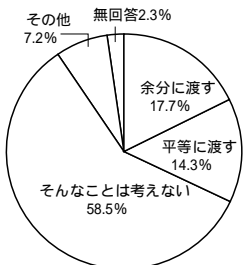
韓国 ナクトン江全流域



第29表 あなたの、事業に関して手伝った者や、看病してくれた者には、財産を余分に渡しますか？

日本 長良川全流域

韓国 ナクトン江全流域



IX 農家相続に関するアンケート調査表

1. 世帯主は名< >姓 < >姓 < >姓 配偶者< >姓 有 2. 農>
 2. あなたの現在の家族構成は？該当するもの○印をつけてください。以下同じです。
 (1) 夫婦と未婚の子 (2) 夫婦のみ (3) 長一人のみ (4) 夫婦と未婚の子 (5) その他
 3. あなたの学歴は？
 (1) 小学校卒 (2) 旧制中学校卒 (3) 旧制高校、大卒卒 (4) その他
 4. あなたは、あなたの兄弟の何番目にあたりますか？
 (1) 一人兄弟姉妹中 男です。
 5. あなたの現在の職業は？
 (1) 農業専業 (2) 農業と教員、公務員 (3) 農業と芸術者 (4) 農業と専業主婦
 (5) 農業と自由業 (6) 農業とサービス業 (7) 農業とその他
 6. あなたの過去の職業は？
 (1) 農業専業 (2) 農業と教員、公務員 (3) 農業と芸術者 (4) 農業と専業主婦
 (5) 農業と自由業 (6) 農業とサービス業 (7) 農業とその他
 7. あなたは、この村(地域)に何年居住していますか？
 ()年
 8. 現在、あなたはあなた名義の不動産を持っていますか？
 (1) 持っている (2) 持っていない
 9. あなたが持っているが該当する不動産のいくつかに、○印を付けて下さい。
 (1) 宅地 (2) 農地 (3) 山林、畑野 (4) 住宅 (5) 店舗 (6) マンション (7) その他
 10. 上記不動産全部の取得を取引したとすればどれくらいですか？
 (1) 200万円～1000万円 (2) 1000万円～2000万円 (3) 2000万円～5000万円
 (4) 5000万円～1億円 (5) 1億円以上
 11. あなた名義の不動産は、どのようにして取得されたものですか？
 (1) 全部額から相続したもの (2) 全部額から贈与を受けたもの
 (3) 約2割は親から相続、又は贈与、5割は自分で稼ぐ
 (4) 約2割は親から相続、又は贈与、又は贈与、5割は自分で稼ぐ
 (5) 約1割は親から相続、又は贈与、又は贈与、5割は自分で稼ぐ
 (6) 全部自分で儲けだす (7) その他
 12. あなたは自分名義の借入を誰かに贈与された事がありますか？
 (1) ある (2) ない
 13. あると答えた人は、誰に渡されましたか？
 (1) 長男 (2) 次男 (3) 三男 (4) 長女 (5) 次女 (6) 三女 (7) 妻 (8) 妻子 (9) その他
 14. あなたは、どのような理由から贈与されましたか？
 (1) 結婚、妻子扶助のため (2) 高等教育をうけさせるため (3) ことが成立するため
 (4) 別の借入の返済を貸してもらったため (5) その他生活の費のため
 15. あなたの生活収入の源泉は、どのようなものがありますか？該当するものに○印を付けて下さい。まじつかえない欄も、お答え下さい。
 (1) 農業収入 (2) 林業収入 (3) 田舎労働収入 (4) 会社職員や金融機関収入
 (5) 専業主婦収入 (6) 不動産賃貸収入 (7) 地代家賃収入 (8) その他
 16. あなたの1年間の収入は、およそ、どれくらいですか？まじつかえない欄もお答え下さい。
 (1) 100万円以下 (2) 100万円～200万円 (3) 200万円～300万円 (4) 300万円以上
 17. あなたは、滞りの仕方を知っていますか？
 (1) 知っている (2) 知らない
 18. あなたは、妻や妻子たちに、滞りをしますか？
 (1) すでに滞りをした (2) する予定 (3) しない
 19. 現在の状況は、地所相続制(長男も長女も次女も継いで相続人は、平等に相続権をもつ)を奨励しているが、あなたの相続財産は、誰が相続しますか？
 (1) 長男 (2) 次男 (3) 三男 (4) 妻 (5) 長女 (6) 次女 (7) 妻子 (8) 私の相続をめぐられる者 (9) 無関係な者 (10) 相続人全員 (11) その他
 20. 娘は、嫁に行き相続に同じく
 (1) 放棄すべきである (2) 相続権を主張しないほうがいい (3) 相続権を主張してもよい (4) 相続権を主張する
 (5) 相続権を主張する
 21. 次男以下が妻子に行けば、実家の相続にかんして
 (1) 放棄すべきである (2) 相続権を主張しないほうがいい (3) 相続権を主張してもよい (4) 相続権を主張する
 (5) 相続権を主張する
 22. 高等教育を受けた者や分家を出してもらった者は、相続に同じく
 (1) 放棄すべきである (2) 相続権を主張しないほうがいい (3) 相続権を主張してもよい (4) 相続権を主張する
 (5) 相続権を主張する
 23. あなたは、この地域内に、次男、三男を分家させても生活できると思いますか？
 (1) できる (2) できない (3) その他
 24. あなたは、自分の墓のことを決めていますか？
 (1) 決めていない (2) 決めていない
 25. あなたの妻や長男のおまつりは、誰にしてもらいたいのか？
 (1) 長男 (2) 次男 (3) 三男 (4) 妻 (5) 長女 (6) 次女 (7) 妻子 (8) 寺 (9) 教会 (10) 相続人全員 (11) その他
 26. 男は、先別から受け継いで土地や家屋について、あなたは、どのように考えますか？
 (1) 家の別がわからず受け継いでいくべきだ (2) 家の財産であるが、自由に処分してもよい
 (3) もし、あなた自身一代で稼いだ財産(土地、建物)の場合はどうですか？
 (4) 自分が稼いだ財産だから自分で処分する (5) 妻や子供達に相続させる
 27. 一般的に質問ですが、自分の子供が結婚したら
 (1) 子供夫婦と同居する (2) 子供夫婦と別居する (3) その他
 28. 一般的に質問ですが、夫婦の一方が、あけて一人になったとき、あなたは
 (1) 子供夫婦と同居する (2) 子供夫婦と別居する (3) その他
 29. 一軒に、子供より妻に多く相続させるべきであるとの考えが最近広まっていると思いますが、あなたはどのように考えますか？
 (1) 妻の家の価値を考慮している (2) 昔の考え通り妻の側は、考えない (3) その他
 30. あなたの事業に同じ手伝った妻や、看顧してくれた者には、財産も必ず相続しますか？
 (1) 必ずに遺す (2) 平等に遺す (3) そんなこと考えない (4) その他

